公共下水道を使用している工場・事業場の皆様へ

下水道法では，事故時の措置が義務付けられています。

特定事業場において，政令で規定する有害物質または油が，公共下水道に流入する事故が発生した場合は，直ちに応急措置を講じ，速やかにその事故の状況，講じた措置の概要を公共下水道管理者に届けなければなりません。

◎　事故時の措置（下水道法第１２条の９，第４６条の２第１項第２号）

- 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者が対象
- 応急の措置と公共下水道管理者への届出を義務付け
- 応急の措置が講じられていない場合，公共下水道管理者は措置を講ずるべきことを命令でき，命令に違反した場合，罰則の適用がある

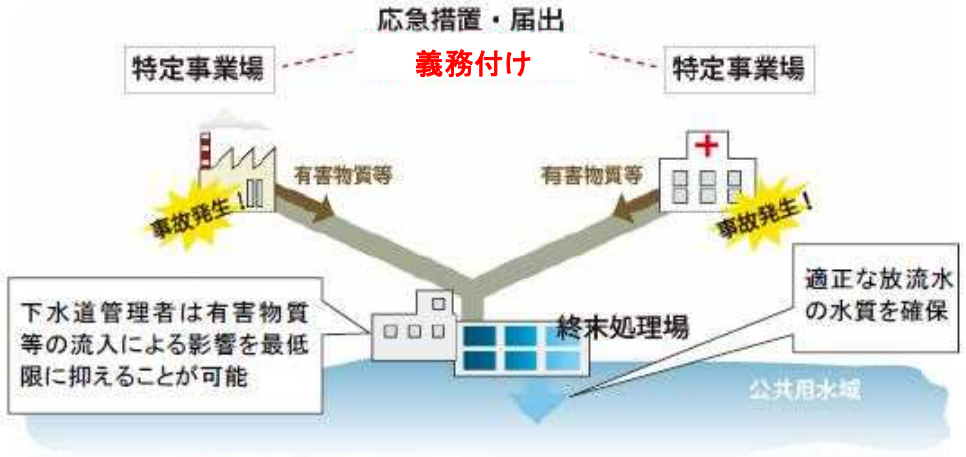

事故時の措置イメージ（下水道法第 12 条の 9）

出展：国土交通省都市・地域整備局下水道部資料

●　*事故時の措置が必要な事故とは・・・*

自然災害等発生原因を問わず，特定事業場内において，火災の発生，停電等による除害施設等の機能の停止，貯蔵タンクや配管等の破損，操作ミス等により，有害物質または油を含む下水が公共下水道に流入するような事故が発生することを言います。

●　*措置の対象となる物質および油（下水道法施行令第９条の８）*

- 水質汚濁防止法施行令第２条各号に掲げるカドミウム等２８種類の物質
- ダイオキシン類対策特別措置法第２条第１項に規定するダイオキシン類
- 水質汚濁防止法施行令第３条の４各号に掲げる原油等７種類の油

● 水質事故が発生したら・・・

公共下水道に流入する事故が発生した場合は，事業者はできる限り流入を防止する応急措置を講じ，公共下水道管理者にその状況を速やかに通報する。

※　公共下水道に流入するおそれがある場合でも，できるだけ早く通報する。

通報内容について

- 事故が発生した特定事業場の名称，所在地
- 報告者の所属，氏名，連絡先
- 事故の概要（発生日時，流入物質およびその量，発生原因，被害状況等）
- 応急措置の内容（被害拡大防止のために取った措置）
- 他機関への連絡の有無（環境部局，消防，警察等）

事故時の緊急連絡先

【平日の8：45から17：30まで】

函館市企業局上下水道部業務課水質指導担当

0138-27-8746

【上記以外の時間帯】

函館市企業局宿日直室

0138-27-8746

● 事故時の応急措置が済み次第・・・

次の内容を届出る必要があります。

① 上記通報内容（詳細を整理したもの）　「事故時措置届出書」

② 事故時再発防止のための措置　「事故時再発防止改善措置」

別紙

事故時の措置の対象となる有害物質および油

水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質およびダイオキシン類	
カドミウム及びその化合物	1,1,1-トリクロロエタン
シアン化合物	1,1,2-トリクロロエタン
有機燐化合物	1,3-ジクロロプロペン
鉛及びその化合物	チウラム
六価クロム化合物	シマジン
砒素及びその化合物	チオベンカルブ
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	ベンゼン
ポリ塩化ビフェニル	セレン及びその化合物
トリクロロエチレン	ほう素及びその化合物
テトラクロロエチレン	ふっ素及びその化合物
ジクロロメタン	アンモニア，アンモニウム化合物，亜硝酸化合物及び硝酸化合物
四塩化炭素	
1,2-ジクロロエタン	塩化ビニルモノマー
1,1-ジクロロエチレン	1,4-ジオキサン
シス-1,2-ジクロロエチレン	ダイオキシン類

水質汚濁防止法施行令第3条の4各号に掲げる油	
原油	灯油
重油	揮発油
潤滑油	動植物油
軽油	